

指定通所介護・通所リハビリテーション事業者
指定地域密着型通所介護・指定療養通所介護・指定認知症対応型通所介護事業者
指定（看護）小規模多機能型居宅介護事業者
居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者
法人代表者様 及び 事業所管理者様

横浜市健康福祉局介護保険課長
介護事業指導課長

通所介護等の区分支給限度基準額に係る給付管理の取扱いについて（事務連絡）

日ごろから、横浜市の福祉保健行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、令和3年3月22日付けで厚生労働省老健局から、以下のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、令和3年度報酬改定等に係る内容について御確認いただくとともに、令和3年4月1日以降のサービス提供分の給付管理等について、必要な御対応をお願いいたします。

<事務連絡>

介護保険最新情報 Vol. 947 「通所介護等の区分支給限度基準額に係る給付管理の取扱いについて」

（令和3年3月22日・厚生労働省老健局）

本市ホームページ：令和2年度 介護保険最新情報

<<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/unei/de.html>>

【改正内容の概要と留意点】

1 区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し

通所系、多機能系サービスについて、利用者の公平性の観点から、訪問系サービスの同一建物減算適用時の区分支給限度基準額に関する取扱いを参考に、区分支給限度基準額に係る給付管理の取扱いが変更となります。

(1) 同一建物等居住者に係る減算等の適用を受ける者の区分支給限度基準額の管理について

通所系サービス、多機能系サービスについて（※）、同一建物等居住者に係る減算の適用を受ける利用者と当該減算の適用を受けない利用者との公平性の観点から、当該減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理において、減算等の適用前の単位数を用いる。

（※）対象サービス：

通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能居宅介護

(2) 通所介護等の規模別の基本報酬の区分支給限度基準額の管理について

通所介護、通所リハビリテーションについて、通常規模型のサービス利用者と大規模型のサービス利用者との公平性の観点から、大規模型の報酬が適用される事業所の利用者の区分支給限度基準額の管理において、通常規模型の単位数を用いる。

[対象サービス：通所介護、通所リハビリテーション]

2 ケアプランの確認及び利用者への説明に係る留意点

改正内容により区分支給限度基準額を超え、利用者負担（全額負担分）が発生または増額する場合がありますため、利用者への説明を徹底して下さい。また、必要に応じてケアプランの見直しも検討して下さい。

3 国保連合会への給付管理票の提出及び給付費明細書の請求に係る留意点

具体的な記載方法については、介護保険最新情報 Vol. 947 を御確認いただき、特に初回となる令和3年5月審査分（令和3年4月提供分）の国保連合会への介護報酬請求に際し、誤りのないよう十分御注意をお願いいたします。

担当：横浜市健康福祉局

＜給付管理・報酬請求に関する事＞ 介護保険課 給付担当

電話：045-671-4255 FAX：045-550-3614

＜改正内容に関する事＞ 介護事業指導課 運営支援係

電話：【居宅】045-671-3413 【密着】045-671-3466

FAX：【共通】045-550-3615